3　福島復興特別措置法施行日が施行日後である場合には、施行日から福島復興特別措置法施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二十五条の二から第二十五条の三の二まで」とあるのは「第二十五条の二又は第二十五条の三」と、「、第二十二条の二の二第四項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第二十二条の三第三項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）及び第二十二条の三の二第三項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とあるのは「及び第二十二条の三第三項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同項の表第一号の項中「、同法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、同法第二十五条の三（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは同法第二十五条の三の二（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とあるのは「若しくは同法第二十五条の三（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

（連結控除限度額の計算に関する経過措置）

第八条　新令第百五十五条の二十八第一項（連結控除限度額の計算）の規定は、連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、改正法附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける連結法人に係る新令第百五十五条の二十八第一項の規定の適用については、同項中「）の規定」とあるのは、「）並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営革新設備等に係る法人税額）の規定」とする。

（更正等により還付すべき所得税額等の充当の順序に関する経過措置）

第九条　施行日から平成二十四年十二月三十一日までの間における新令第百七十三条の二（更正等により還付すべき所得税額等の充当の順序）の規定の適用については、同条中「第百五十二条」とあるのは、「第百五十一条の二」とする。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百二号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十四条第一項第三号、第三十九条第二十二項第二号、第四十二条第二十八項第二号、第四十七条第十一項、第四十八条の二第六項及び第六十七条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（相続税の連帯納付義務の適用除外となる納税の猶予の範囲）

第十条の二　法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める場合は、同号の納税義務者が同号の相続税に係る被相続人から相続又は遺贈により取得した財産について次に掲げる規定の適用を受けた場合とする。

一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の六第一項本文（農地等についての相続税の納税猶予等）の規定

二　租税特別措置法第七十条の六の四第一項（山林についての相続税の納税猶予）の規定

三　租税特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等についての相続税の納税猶予）の規定

四　租税特別措置法第七十条の七の四第一項（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）の規定

第十六条の次に次の一条を加える。

（延納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等）

第十六条の二　法第三十九条第二十二項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

一　延納の許可の申請に係る手続を行う者が死亡したこと。

二　延納の許可の申請に対する処分に係る不服申立て又は訴えの提起があったこと。

2　法第三十九条第二十二項第二号に規定する政令で定める手続に関する期限は、次に掲げる期限とする。

一　法第三十九条第五項に定める担保提供関係書類の提出の期限

二　法第三十九条第七項に定める担保提供関係書類（同条第六項に規定する担保提供関係書類提出期限延長届出書（同条第八項の規定により読み替えて適用する同条第六項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）の提出期限

三　法第三十九条第八項の規定により読み替えて適用する同条第六項に定める担保提供関係書類提出期限延長届出書の提出期限

四　法第三十九条第十二項に定める申請書の訂正又は担保提供関係書類の訂正若しくは提出の期限

五　法第三十九条第十三項に定める担保提供関係書類補完期限延長届出書の提出の期限

六　法第三十九条第十四項に定める担保提供関係書類（同条第十三項に規定する担保提供関係書類補完期限延長届出書（同条第十五項の規定により読み替えて適用する同条第十三項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）の訂正又は提出の期限

七　法第三十九条第十五項の規定により読み替えて適用する同条第十三項に定める担保提供関係書類補完期限延長届出書の提出の期限

八　法第三十九条第十八項に定める変更担保提供関係書類提出期限延長届出書の提出の期限

九　法第三十九条第十九項に定める担保提供関係書類（同条第十八項に規定する変更担保提供関係書類提出期限延長届出書（同条第二十項の規定により読み替えて適用する同条第十八項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）の提出期限

十　法第三十九条第二十項の規定により読み替えて適用する同条第十八項に定める変更担保提供関係書類提出期限延長届出書の提出の期限